医療法人社団青寿会
介護付有料老人ホーム　ヴィラジオ武久　運営規程

【事業目的】

第１条　医療法人社団青寿会（以下「事業者」という）の開設する医療法人社団青寿会 介護付有料老人ホーム ヴィラジオ武久（以下「事業所」という）が特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定特定施設等」という）事業の運営を行うにあたって、事業の運営について重要な事項を定めたものであり、事業の円滑な運営を行うとともに、指定特定施設等の利用契約者（以下「利用者」という）が事業所においてその有する能力に応じ自立した生活を営むことを目的とする。

【運営の方針】

第２条　事業所は、利用者に対して食事、入浴、排泄等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援する。

2 事業所が提供する指定特定施設等は介護保険関係法令及び厚生労働省通知の内容に沿ったものとする。

3 事業所は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努力し、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

4 サービス提供は、個別の特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画を作成し、利用者の同意のもとに実行する。

5 利用者の個人情報の取り扱いについては、その利用目的を示し本人の同意を得て取り扱うものとし、個人情報保護法の精神に立って個人情報の管理に努める。

【名称及び所在地】

第３条　名称及び所在地は、次のとおりとする。

①名　称　介護付有料老人ホーム ヴィラジオ武久

②所在地　山口県下関市武久町２丁目 37 番 24 号

【従業者の職種、員数及び職務内容】

第４条　指定特定施設等の提供に当たる従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

①管　　理　　者　１名…事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

②生 活 相 談 員　１名…利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

③看　護　職　員　３名…利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる

④介　護　職　員２６名…心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。

⑤機能訓練指導員　１名…利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

⑥計画作成担当者　１名…利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画を作成する。

⑦事　務　職　員　１名…必要な事務を行う
⑧そ の 他 職 員　１名…利用者と直接関わらない業務を行う。

【入居定員及び居室数】

第５条　事業所の入居定員および居室数は、次のとおりとする。
①入居定員　　６６人
②居室数　　６６室（１人部屋）

【指定特定施設等の内容】

第６条　指定特定施設等の内容は以下のとおりとする。
1 入浴、排泄、食事等の介護
利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
①自ら入浴が困難な利用者について、１週間に２回、適切な方法により入浴又は清拭を行う。
②利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
③食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
2 健康管理
常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じる。
3 機能訓練
利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。
4 相談及び援助
常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。
5 利用者の家族との連携等
常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

【指定特定施設等を行う場所】

第７条　指定特定施設等を行う場所は居室とする。
2 必要とする介護等の状況により、入居した居室から他の居室へ住み替えることが適切であると判断し、且つ住み替え先の空き室がある場合に変更する。その際は、協力医又は主治医の意見を踏まえるとともに、利用者及びその身元引受人の同意を得ることとする。
3 事業者の都合により居室を移動する際の追加費用は徴収しないものとする。利用者の必要とする介護等の状況により居室変更するとき、利用者はそれまで使用していた居室のクリーニング費用及び経年的変化を除いた入居当時の居室状態を回復するための費用を負担頂く。

【利用及びその他の費用の額】

第8条　指定特定施設等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定特定施設等が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額(一定以上所得者の場合は2割又は3割)となる。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額と同額とする。

3 その他の費用の額は、次のとおりとする。

a 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に関する費用の額は、次のとおりとする。

①週2回以上の居室清掃は1回15分以内につき500円(以降15分増すごとに500円追加)

②体調不良時以外において個別的な理由により居室で食事を摂取される際の配膳下膳は1日300円(月額上限3,000円)

③衣類の補修1回300円

④布団干し1回1,000円

⑤衣替え1回30分以内1,000円(以降30分増すごとに500円追加)

⑥個別的に実施される買物については、次のとおりとする。

買物代行(平日8：30～17：00)1回1時間以内1,500円(30分増すごとに500円追加)

買物同行(平日8：30～17：00)1回1時間以内2,000円(30分増すごとに500円追加)

⑦個別的に実施される外出先へ職員が同行する場合(平日 8：30～17：00)1 回 1 時間以内2,000円(30分増すごとに500円追加)

⑧介護保険等に関係のない住所変更等の各種行政手続きで職員が役所等に赴く場合(平日8：30～17：00)1時間以内代行1,500円・同行2,000円(30分増すごとに500円追加)

⑨協力医療機関以外の通院介助･入退院時の同行は平日(8:30～17:00)1時間以内2,000円、土日祝日(8:30～17:00)、夜間(17:00～8:30)1 時間以内 3,000 円(30 分増すごとに 500円追加)。また、利用者が入院となり、同行職員の帰設によるタクシー代が発生した場合、別途実費負担。

⑩協力医療機関以外の通院介助・入退院時の同行において、緊急時やむを得ず施設車を使用及び駐車場料金等の付随費用が発生した場合、⑨の料金に加え別途実費負担(施設車を使用した場合の交通費、1回1,000円・5㌔毎に500円)。

⑪依頼を受けて提供する複写物は1枚につき10円

⑫利用者の理美容代、新聞購読料、NHK受信料(BS、CSデジタル放送含む)、特別なレクリエーションに係る費用、治療費並びに健康診断に係る費用、その他個人的趣味に基づく教養娯楽費は業者又は医療機関等が明示した金額

b おむつ代等、介護用品　実費

c 前項に掲げるもののほか、指定特定施設等において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用は概略次のとおりとする。

①居室における日用品一式

②居室における清掃用具一式

③居室における湯茶等の嗜好品及びその用具一式

④居室における寝具一式及び利用者本人の衣類その他の日用品並びにその洗濯代

⑤居室のLED照明、電球、蛍光灯、乾電池等の消耗品

4 前項の費用に係るサービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び利用についての説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

【施設の利用にあたっての留意事項】

第 9 条　利用者は、健康と生活の安定のため、管理者が定めた日課を尊重し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。
利用者は、事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所にご協力頂く。また、金銭の管理に関しては、原則、自己管理のため、現金等の取扱いや保管には十分にご注意頂くものとする。
2 事業所内における禁止行為
①けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること
②政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること
③指定した場所以外で火気を用いること
④事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること
⑤故意又は無断で、事業所又は備品に損害を与え、又はこれらを事業所以外に持ち出すこと

【緊急時等における対応】

第 10 条　事業所は、利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じる。

【非常災害対策】

第 11 条　事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。
①消火、通報及び避難の訓練（年 2 回）
②消防設備、施設等の点検及び整備
③従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
④その他防火管理上必要な業務

【秘密保持】

第 12 条　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

【苦情処理】

第 13 条　管理者は、提供した指定特定施設等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

【虐待防止】

第 14 条　事業者は、利用者の尊厳保持・人格の尊重、虐待の防止・早期発見等のため、次の措置を講ずるものとする。

虐待防止に係る責任者は施設長とする。

虐待防止のための指針を整備し、委員会活動及び研修会を実施する。

虐待又は虐待を疑われる事案が発生した場合には、速やかに市へ連絡する。

【事故発生時の対応】

第 15 条　事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業者は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行う。

3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

【その他運営に関する重要な事項】

第 16 条　その他運営に関する重要事項として、利用契約において事業者の守秘義務、損害賠償義務、苦情処理等について規定し、これらに従った対応を行う。

2 この運営規程に定める事項の他に、指定特定施設等のサービス提供上で重要な事項が生じた場合には、事業所はその都度適切な対応を図り、利用者保護の観点に立って、問題の解決を図る。

3 問題の対応策又は対応結果については、運営懇談会等において説明し、利用者の理解を得るよう努める。

4 従業者等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

5 事業所は、この事業を行うため、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画、サービス内容の記録、苦情の記録、その他必要な帳簿を整備するものとする。

6 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、切迫性、非代替性、一時性の基準を満たす緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。但し緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、管理者、計画作成担当者、看護職員、生活相談員を含む事業所全体で判断し、利用者本人、身元引受人に対して身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を詳細に説明し同意を得てから行い、記録するものとする。

7 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人社団青寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付　則

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(沿革)

平成 28 年 4 月 1 日一部改訂
平成 28 年 6 月 1 日一部改訂
平成 28 年 7 月 1 日一部改訂
平成 28 年 10 月 1 日一部改訂
平成 28 年 12 月 1 日一部改訂
平成 30 年 1 月 1 日一部改訂
平成 30 年 4 月 1 日一部改訂
平成 30 年 8 月 1 日一部改訂
平成 31 年 2 月 1 日一部改訂
平成 31 年 3 月 1 日一部改訂
平成 31 年 4 月 1 日一部改訂
令和 1 年 6 月 1 日一部改訂
令和 1 年 9 月 1 日一部改訂
令和 1 年 10 月 1 日一部改訂
令和 2 年 1 月 1 日一部改訂
令和 2 年 4 月 1 日一部改訂
令和 2 年 8 月 1 日一部改訂
令和 2 年 12 月 18 日一部改訂
令和 3 年 1 月 1 日一部改訂
令和 3 年 4 月 1 日一部改訂
令和 3 年 12 月 1 日一部改訂
令和 4 年 8 月 1 日一部改訂
令和 5 年 4 月 1 日一部改訂
令和 5 年 7 月 1 日一部改訂
令和 6 年 4 月 1 日一部改訂
令和 6 年 7 月 1 日一部改訂
令和 7 年 4 月 1 日一部改訂
令和 8 年 7 月 1 日一部改訂
令和 8 年 8 月 1 日一部改訂